

農村の集落機能の維持・向上のための農業振興地域制度の見直しについて

【提案先】農林水産省

1. 提案内容

(1) 農振法等の規定の見直し

- 市町の計画において、農用区域に含めない土地とすることができる「地域の農業振興を図る施設の用に供される土地」について、地域の実情に応じ、農村の集落機能の維持・向上に資する施設（例えば、集会施設あるいは分家住宅などの用に供される土地も対象とできるよう、規定（基準）の見直し

2. 提案の理由

- 国の農業政策の転換に伴い、農地の集約が進む一方、高齢化等による離農の増加や担い手が確保できない農地が発生する見込み
- 人口減少社会を迎える中で、農村地域の維持・活性化を図るため、公共的な施設等の設置需要が根強く存在
- 一方、土地改良事業等による基盤整備実施済の農地が広範囲に存在するうえ、老朽化した土地改良施設の更新事業を実施しなければならないことから、長期にわたり非農業的な土地利用への転換が制限
- 施設等の設置に伴う農用区域の変更にあたっては、法の趣旨を踏まえつつ、個々の農村集落の実情に応じた市町の一定の判断にも配慮が必要

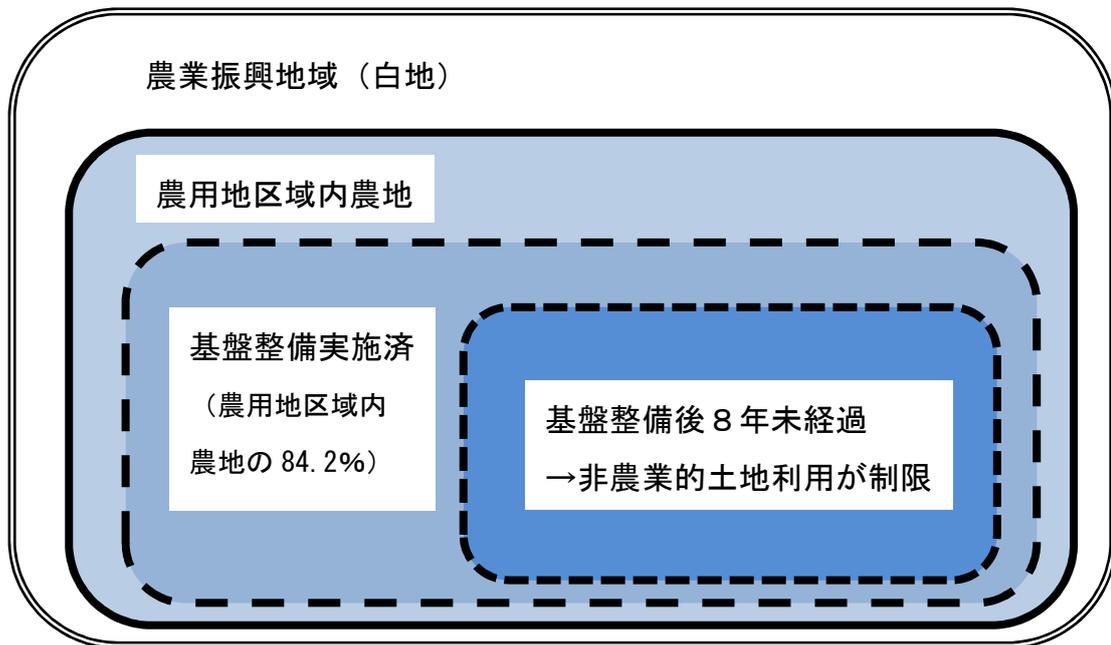
(本県の取組状況と課題)

本県の基盤整備実施率

農用区域内 農地面積 (a)	51,082.3ha
うち基盤整備実施済面積 (b)	42,992.8ha
基盤整備実施率 (b/a)	84.2%

(「平成24年 確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況」滋賀県農政課)

農用区域内農地のイメージ図



- 1 本県においては、土地改良事業等による基盤整備実施済の農地が広範囲に存在するうえ、今後集中的にその更新事業を行うことから、長期にわたり非農業的な土地利用への転換が制限
- 2 人口減少社会に対応し農村地域の維持・活性化を図るため、公共的な施設や住宅地等への転用を計画しても、現行制度においては農用区域からの除外が困難
- 3 農振法等に定める除外要件の緩和等について市町から再三の要望